

令和2年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回鹿児島県最低賃金専門部会 議事録

開催日時		令和2年8月7日（金）10時00分～13時53分			
開催場所		鹿児島合同庁舎 第2会議室			
出席者	公益代表委員（3名）	石塚孔信	竹中啓之	松枝千鶴	（敬称略）
	労側委員（3名）	喜納浩信	新内親典	日高実禎	（敬称略）
	使側委員（3名）	岩重昌勝	岩元義弘	濱上剛一郎	（敬称略）
	事務局（4名）	田之上総括政策調整官		笹川労働基準部長	平松賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他				
配付資料	1 令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況				

○ 石塚部会長

定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第3回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 平松室長

本日も全員のご出席をいただいておりますので、定足数を満たし、本部会は有効に成立しております。

○ 石塚部会長

ありがとうございます。本会は成立していますので、早速審議に入ります。まず、事務局から資料を説明して下さい。

○ 壺屋室長補佐

事務局が把握している全国の結審状況を説明いたします。資料1は、令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況です。昨日現在において、当局で把握しているものを取りまとめたものでございます。目安ランク別に都道府県を分けて「改正最低賃金額」「引上げ額」などが記載されております。昨日現在で、29の労働局で結審しております。ちなみに、Dランクにおいては、福島、大分、島根、鳥取、佐賀、秋田が「2円引き上げ」で結審しております。熊本が「3円引き上げ」で結審しております。

○ 田之上総括政策調整官

続きまして、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用影響、机上配布した資料につきまして簡単に説明させていただきます。前回配布した資料は7月22日現在という形で集計してあったものを、今回7月31日現在ということで本省のホームページからダウンロードしたものであります。前回からデータを除いた議論、これは重要であるということで、若干補足させていただきます。真ん中、業種別にみた解雇等見込み労働者数、これは全国ですけれども、やはり製造、宿泊、飲食、小売、こういった順番、それぞれ増えてございます。今度は裏面にいきますと、各都道府県別の雇用調整の可能性がある事業所、それからこの前お示ししました、解雇等見込み労働者数ということで、全国では41,391人解雇等の見込みがあるということです。鹿児島につきましては、先般の時は452人ということで3人増えております。これは申し訳ございませんが、資料がなかったもので、口頭で申し上げさせていただきます。今申し上げました解雇等見込み労働者数を2015年の基礎調査、就業者数でどれくらいの割合がいるのかを調べました。1,200人についての比率、これを口頭で申し上げますと、一番最も高いのが沖縄1.49。反対に低い順から行くと、熊本0.40、福岡0.58、鹿児島0.60と続いています。因みに宮崎については0.87です。

もう一点、またこれも口頭で申し訳ありません。前回の部会におきまして、雇用調整助成金の中小企業からの申請件数が議論となりましたが、そこを補足させていただきます。鹿児島につきましては、2,603件ということでありましたが、8月5日までの分で既に5,500件を超えている状況であります。全国でも70万件を超えている状況でございます。九州の平均でいきますと、前回は6.59%でありましたが、今回は九州の平均が15%程度、それから高いところと言うと20%。中小企業数からの申請比率は、高いところをみると20%を超えているのが沖縄、20%弱くらいで動いているのが熊本、大分。鹿児島、宮崎については10%程度という状況になります。8月5日分で中小企業数の申請比率でいうと、鹿児島が一番低いという状況ではないということは、ご報告させていただきます。私からは以上です。

○ 石塚部会長

はい、どうもありがとうございました。今の説明につきまして、何かありますか。

○ 濱上委員

雇用調整の可能性がある事業所数というものは、鹿児島が546と突出していますよね。宮崎もまた突出していますけど。可能性があるというのは、これはどう見てらっしゃるのですか。

○ 田之上総括政策調整官

宮崎は倍くらいというような状況で、これは私もちよっと考えたんですけれども、その右の見込み労働者数はそんなに変わらないんですけれども、反対にこの事業所の視点に立つと非常に高くなっているということで、宮崎の事情が分からないので、一定の特定の業種でそのようなことがあったのかなということぐらいしか思いつきません。それにしても多い数字だなと考えております。

○ 濱上委員

雇用調整の可能性があるということは非常に気になるところであります。それと、新しい数字ということで申請率を出していただきました。10%前後ということで、低いといえれば低いですね。ということは、雇用調整をする余裕もないと。だから雇用調整助成金の申請をする余裕もない。雇用調整の可能性も高いということを考えれば符合する気がしますよね。申請を出すまでもなく雇用調整をしてしまうということ言えば可能性が高くなるし、雇用調整助成金の申請もしない、そのような考え方も取れますか。

○ 田之上総括政策調整官

おっしゃる通り、そういう考え方も一方であるのかなと考えております。前回までの議論で申し上げますと、この解雇と見込まれる労働者が多いということは、ここで事業を閉めてしまおうという可能性が高い。雇用調整助成金の方は、厳しいけれど何とか事業を継続して何とかやっへ行こうというような、余力は無いのかもしれませんが何とかやっへ行こうという数字ということから、一般的に言われている、そういうことを考えると解雇等見込み労働者数の比率が高いところについては、事業を閉鎖する可能性が高いと、一方で言えるのかなというようには考えております。

○ 濱上委員

はい、ありがとうございました。雇用調整の可能性が高いということと、申請率が低いということについては、今仰るように申請すらする気は無いと、そういった意味では廃業につながる可能性もあると。気になったものですからお聞きしました。

○ 新内委員

今のお話だと鹿児島の場合には、コロナの影響で事業の継続が難しくなってきた、だから雇用調整助成金も申請しない、そのまま廃業あるいは倒産の可能性が高いと読み取れるということですね。例えば宮崎で1,092とか高知が1,287の事業所が雇用調整の可能性があると。しかし、なぜ宮崎は、解雇見込み労働者数は449名の数字しか出てこないのかなと。雇用調整助成金の申請もできないところ、つまり1,092もの多くの事業所が雇用継続の意思がない、企業の中には少なくとも労働者は1人はいるわけで、そこら辺が全国の数字がバラバラで、事業所数と労働者数を分けた場合、労働者の数が多くなるのは理解できるわけですが、逆の場合は理解ができません。そういうところが結構ありますよね。例えば、北海道が6,961社で労働者1,915人、青森1,254社873人。事業所数の方が多い、どう理解すれば良いのでしょうか。

○ 田之上総括政策調整官

すみません、誤解を招いている数字だといけないので、予め申し上げますと、前回提出した表もそうですけども、この数字について要は行政として公式にこうですと言う立場でもない、今そこまでも分析出来ていないということです。要は数字だけを行政としては、お示しさせていただいたというような状況であります。まずご理解をいただいた上で、新内委員の仰るとおり、この数字の理解をどうすればいいのかなと、私もよく分からないところがあります。厚生労働省として公表していますけれど、この矛盾は、この場で私のほうからは説明できないです。

○ 平松賃金室長

あくまでも私の個人的な経験から申し上げるということでお聞きしていただければと思います。私も監督署の勤務、あるいは企画室の総合労働相談コーナーで2年程勤務しておりましたので、経験がございますが、今回はいわゆる事業を畳まないといけないかもしれないという形でお越しになった事業主の方々の相談ということで、おそらく事業主の方からは、事業場名や労働者の数は具体的に仰らないまま、ご相談になるというものがかなり含まれているだろうと思われまます。ですから、会社を特定されるような規模、解雇者の数とかというのは話をなさらず、ただ事業をやっているというご相談だけなので、そういう数字のばらつきが出る可能性はあるということです。あくまでも推測ですけれども、そのように感じましたので発言させていただきました。

○ 新内委員

分かりました。というよりも結果的には分かりませんが、こういった数字でありますよというだけで、実際の数字は分からないということですよ。

○ 濱上委員

私も追求するつもりはなかったのですが、雇用調整助成金を申請しないほど余裕があるというようなことではないと思ったものですから。休業する余裕もないところは確かにあるとは思いますが。

○ 石塚部会長

マスの数字を単に集計しているだけの可能性もありますから、両者から話が出たところを、本当にやろうとすると、追跡して、どんな理由だったのかを逐次追わないと難しいと思います。時間が結構必要となってきます。他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、前回の審議では、それぞれの主張と根拠を、資料を基に詳しく述べていただきました。

労働者側からは、前回と同じ10円を提示されました。「県別に新型コロナの影響を明らかにするために、全国、最賃額が最も高い東京、Dランク各県の、業況DI、宿泊業・小売業の月別実績、雇用調整助成金の申請件数、雇用失業状況、春季賃上げ状況等のデータを一覧で示され、鹿児島府の新型コロナの影響は確かに有り、否定はしないけれども、全国やDランクの中では、他県ほど大きくないのではないかということ」、「使用者側からの、この状況で、最低賃金を上げると、中小企業が耐えられずに潰れるという主張は、個別の賃金交渉の場合ならば賃金支払能力が最優先となり正しいけれども、最低賃金をいくりにするかという議論においては、労働者の生計費の方が優先順位は高く、3要素の優先順位が違うのではないということ」、「1円も上げられないとなれば、コロナ感染のリスクをとりながら、防護服やマスクの製造技術を学び、懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーを含めて、県内の労働者は落胆し、モチベーションを保てないこと」などの見解を述べられました。そのうえで、早期結審のために、賃金改定状況調査第4表の一般・パート男性の賃上率0.7%を根拠に、6円まで歩み寄られました。

これに対して、使用者側からは、「鹿児島県商工会連合会と鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果、九州経済研究所が5月号に掲載したアンケート結果、鹿児島国体の延期に関する報道、2020年度の中小企業白書による都道府県別の開業率・廃業率などのデータを資料として提示され、まず、県内の事業場は昨年10月の消費税増税で消費が落ち込み影響を受けているところに、さらに新型コロナの影響を受け、とどめとして鹿児島国体の延期で大きなダメージを受けたこと。」、「最近

のアンケートに対してさえも、労働集約型のスーパーでは、昨年10月の最低賃金引上げ額が大きすぎると回答しており、事業主に対するコストインパクトが大きいこと。」「雇用調整助成金などの支援策は非常にありがたいけれども、反面、一番コロナによる痛みが大きい中小零細企業では、書類の作成能力が乏しく、申請に必要な書類すら揃えられない。また、申請しようとするれば社労士に依頼せざるを得ず、費用と時間がかかるというハードルがあるために、苦しい中でも利用が進まないこと。」「無利子など融資による支援策も、いつかは返済しなければならない借金であることには変わりがなく、先行きが不透明な中、借金が膨らむことで事業主のメンタル面に対するダメージが大きく、廃業に追いつめられること。」などを主張されました。しかしながら、現時点では0円としか言えないけれども、次回の専門部会に向けて、再検討すると述べられております。

今のところ、労使双方で6円の開きがありますので、本日は先ず、お互いに再検討していただいた結果などご意見をお聞きして、合意できるかどうかご審議いただきたいと思っております。

その前に、労働側からの疑問で、「使用者側は、例年と違い今年は、賃金改定状況調査結果の第4表に言及されないけれども、0円という主張とどう結びつけられているのか」ということをお伝えしましたが、この点について、使用者側からお答えいただけないでしょうか。

○ 濱上委員

第2回本審の資料で、インデックス2の中の①です。ページをめくって7ページ目。「第4表②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)」というのがあります。いつもは第4表と言うのに今年は言わないと。まず第一に、今年は非常事態であるという認識があるということです。それと一般パート計の全産業計のDランクは0.9というのも承知しております。ただ、この表の一般のところですね。最初でも申し上げましたけれども、業種によっては、そんなに痛んでないところもありますが、需要が完全に喪失してしまっているところもあり、非常に業種によって格差が大きい。それが表れてきています。この表の2段目、一般のところ。例えば卸売業、小売業のところのDランクは-0.1。それから1つ飛ばして、宿泊業、飲食サービス業、特に影響を受けているここは-0.6、それから生活関連サービス業、娯楽業、ここは-0.1です。要するに、この段階でこの業種は既にマイナスになっているということです。平均してみれば0.9ですが、既に3業種はマイナスが出ているものですから、逆にその0.9というのをあまり強調しても意味がないと思っております。このマイナスを強調しても良いですが、逆に意味がないということがあり、今回は第4表についてはあまり深く言っておけません。既にマイナスが先行して、6月ですよ。既に出ているんです。業種によって非常に格差がある。勿論こういうところにも最低賃金というのは強制力が伴うわけですから、ここへの配慮もあり、今回は第4表に触れなかったということでございます。

○ 石塚部会長

まだら模様となっていて、あまり影響を受けていないところと悪いところがあって、最低賃金は全部にかかるので、総合考慮したというわけですね。

それでは続いて、前回の専門部会終了後に、それぞれ再検討していただいた結果を、この場で述べていただけないでしょうか。まずは、労働者側からいかがでしょうか。

○ 新内委員

我々は10円から下げているので、まずは使用者側からお願いします。

○ 濱上委員

いろんな状況を見れば凍結ということなのですが、もちろん交渉事であり、徒に伸ばしたくないことでもありますので、引き上げは容認します。ただ、今の段階では、なかなか額は言えない、もう少し詰めさせていただきたいということでもあります。

○ 石塚部会長

そういうことで、使用者側は額としては、今のところ0円ということ。

○ 濱上委員

それと追加して、他県の状況も勘案しながらということ。

○ 石塚委員

ゼロに拘泥することではなくて、調整に応じるというスタンスで、今のところはいるわけですか。

○ 新内委員

どういう理解をしたら良いのですかね。上げるとなると、1円でも10円でもあるわけですけど、我々としては、金額がどれくらいとは言えません。ただ、考え方として、今年を目安についての公益側の理解を、他県で見た場合、水準維持を金額ととらえてゼロと極端にこだわったところがいくつかあります。一方で、示さないだけでゼロということはどこにも書いていないわけですから、プラスを前提とした県もありました。それと格差是正を理由にプラスにした県もありました。水準については、金額のことではなく、生活の水準を維持しようということと考えれば、消費税アップによる物価上昇率は鹿児島で0.6%、少なくともその分は給与が下がっていることを考慮にいれなければと思っています。そのようなことも踏まえ、他県の状況とか見て、最終的に折れるところまで折れてというのはありますが、具体的な金額までは、今の段階では、どう言って良いのか分かりません。

○ 石塚部会長

目安を示されない中、水準の維持というのは、いろいろな形で解釈されているわけですが、おそらく各県の公益も苦慮されていると思います。格差是正については、これは明示されておりますので、このことは前提に置かなければならないと考えております。物価については、そういうことになるとはありますが、一方では、コロナ前ではありますが、消費需要が10%落ちています、GDPも7%弱落ちているということも考えなければいけないと思います。

○ 濱上委員

質問させてください。リーマンショックの時は1円だったのでしょうか。

○ 平松貸金室長

確か目安を示すことが適切でないと言われて目安が示されませんでした。この時の鹿児島の上げ幅は3円でした。

○ 石塚部会長

各側からご意見をお伺いいたしましたが、まだ合意に至りそうにありません。ここで一旦協議を中断します。

〈中断〉

○ 石塚部会長

それでは、再開します。当専門部会は、8月4日の第1回専門部会から本日まで3回に亘り審議を重ねてまいりました。公益委員としましては、全会一致を目標に、個別に各側の主張をお聞きし、公益委員の意見も労使各側に十分にお伝えし、ご協力をお願いしてきたつもりでございます。しかしながら、一致を見るに至っておりません。ここで、公益見解を示し、最終的に採決により賛否をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 労働側委員、使用者側委員

〈異議なし〉

○ 石塚部会長

それでは、ここで公益委員において協議し、公益委員見解をまとめます。13時まで中断しますので、よろしくお願ひします。

〈中断〉

○ 石塚部会長

それでは再開します。公益委員見解を申し上げます。公益委員見解は、中央最低賃金審議会の目安答申の公益委員見解にもありました「地域間格差の縮小」に、昨年の1円縮小に引続き踏み込んでいくことに配慮し、また、中賃の考え方に基づいて比較すると、最低賃金が生活保護を下回っていないという点も確認したうえで、公益委員の見解を読ませていただきます。

公益委員の見解

令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。」「地方最低

賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」とされており、この公益委員見解を最大限参酌することとした。

- 2 鹿児島における新型コロナウイルス感染症の影響に関する議論をする中で、最低賃金の引上げが見送られた場合には、感染のリスクにさらされながらも懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーをはじめ、県内の労働者の落胆は大きく、労働に対するモチベーションを保てない等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 当県においては、昨年10月の消費税増税で消費が落ち込んでいるところに、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。鹿児島市や与論島でも、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、経済活動全体の縮小を余儀なくされている等の使用者側からの見解について考慮した。
- 4 新型コロナウイルス感染症の今後の動向が不透明な中で、雇用の維持が最優先であることを踏まえつつも、中央最低賃金審議会目安小委員会の公益委員見解で示された「地域間格差の縮小」に、引き続き取り組んでいく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、3円引上げて、令和2年の最低賃金を793円としたい。

以上が、公益委員見解でございます。

○ 石塚部会長

この見解をもって、当専門部会の結論としてよろしいかどうか、採決したいと思いますが、その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

○ 平松室長

最低賃金審議会令第5条及び第6条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長が決めるとなっております。

○ 石塚部会長

議事の決め方は、事務局より説明があったとおりでございます。それでは、お諮り致します。公益委員見解に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益側委員 2名、労働者側委員 3名、使用者側委員 0名 合計5名)

○ 石塚部会長

ありがとうございます。次に反対の委員は挙手をお願いします。

(公益側委員 0名、労働者側委員 0名、使用者側委員 3名 合計3名)

○ 石塚部会長

採決の結果、公益委員見解に賛成の委員は5名、反対の委員は3名でございます。従いまして、賛成多数により、ただ今の公益委員見解を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

なお、この結論は、本審に私の方から報告することになります。部会報告書の作成について、事務局から報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

結審時に作成する部会報告書でございますが、本年度も昨年度と同様に、生活保護水準と最低賃金額との比較につきまして、中賃の考え方による計算額と、これに基づく乖離額の有無などを明確にしておく必要があると考えております。

つきましては、結審時の部会報告書に、別紙としてこれを示す資料を添付させて頂きたいと思っておりますので、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○ 石塚部会長

結審時の部会報告書に、中賃の考え方による具体的な計算額やその場合の乖離額の有無などを、別紙として添付したいということですが、これにつきましては、皆様よろしいでしょうか。

○ 労働側委員、使用者側委員

〈異議なし〉

○ 石塚部会長

それでは、事務局は報告文を準備してください。

〈事務局が報告文作成の間休憩〉

○ 石塚部会長

それでは、報告文を読み上げます。

令和2年8月7日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月7日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより、平成30年10月1日発効の鹿児島県最低賃金(時間額761円)は、平成30年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	竹中 啓之	松枝 千鶴
労働者代表委員	喜納 浩信	新内 親典	日高 実禎
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	濱上 剛一郎

別紙 1

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 793 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

別紙 2 につきましては、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較ということで、生活保護費につきましては、対象年度は平成 30 年度、生活保護費はここに書いてあるとおりです。生活保護に係る施策との整合性については、上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 カ月換算額と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった、ということでございます。

以上です

○ 石塚部会長

長時間のご審議、ありがとうございました。本日が最後の部会ですが、事務局より何かありますか。

○ 壺屋室長補佐

専門部会の結審に伴います本審の開催につきましては、第1回本審の際にあらかじめ協議していただきましたとおり、第3回本審は、本日の午後6時から、場所は第1回本審と同じ「リブマックスホテル鹿児島」の2階で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 石塚部会長

それでは、第3回本審は 本日の午後6時からの開催となりますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日が最後の専門部会ですが、事務局より他に何かありますか。

○ 笹川基準部長

最後でございますので、私の方からご挨拶をさせていただきます。今年度につきましても委員の皆様、大変お忙しい中3回に渡り、審議を頂き誠にありがとうございました。また、特に今年度においては中賃の方で目安が示されず、またその要因となりましたコロナ禍での経済状況の悪化そういったことにより、近年稀にない難しい局面の中にあつて、公・労・使の委員の方がそれぞれの立場で踏み込んだ建設的な審議をして頂き、本日、結論を頂戴いたしました事につきまして大変感謝申し上げます。またこれから第3回本審の中で、部会長の報告がございますけれども、引き続きご協力方よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いします。これもちまして、第3回専門部会を閉会します。本日はありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____